

# 「バーチャルみやざき」で日本のひなたPR事業業務委託仕様書

## 1 委託業務名

「バーチャルみやざき」で日本のひなたPR事業

## 2 委託業務の目的

宮崎県では令和6年度に、メタバースプラットフォーム「cluster<sup>※</sup>」内に、県の事業としては初めてとなるメタバース空間「バーチャルみやざき<sup>※</sup>」を制作し、宮崎県庁や鶴戸神宮、高千穂峡といった観光地を再現し、観光PRを実施している。

そこで、この「バーチャルみやざき」を活用し、空間上でのイベントの開催や再現する観光地を増やすなどの取組を行うことで、さらなる本県の認知度向上を図るとともに、観光誘客増につなげることを目的とする。

※ 「cluster」とは、スマートフォンやPC、VR機器など様々な環境からバーチャル空間に遊びに行くことができる、マルチプラットフォーム対応のバーチャルSNS。音楽ライブや発表会などのイベントのほか、いつでも参加できるバーチャルワールドでチャットやゲームを楽しむことができる。

※ 「バーチャルみやざき」とは、宮崎県が令和6年度に「cluster」内に制作した観光PRを目的としたメタバース空間。観光情報等の発信のほか、観光地の魅力をゲームで疑似体験できる仕掛けを実装し、空間上でのイベントも開催している。

## 3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 4 業務実施スケジュール

|                |                           |
|----------------|---------------------------|
| 令和7年 7月        | 再現する観光地の選定                |
| 令和7年 7月～8月     | 「バーチャル万博」への出展準備、博覧会協会への提示 |
| 令和7年 9月        | 「バーチャル万博」への出展             |
| 令和7年12月        | 「バーチャルみやざき」内、新空間の公開       |
| 令和7年12月～令和8年3月 | 「バーチャルみやざき」の広報            |
| 令和7年10月～令和8年3月 | PRイベントの開催（3回以上）           |

## 5 業務履行場所

受託者施設および県の指定する場所とする。

## 6 委託業務の内容

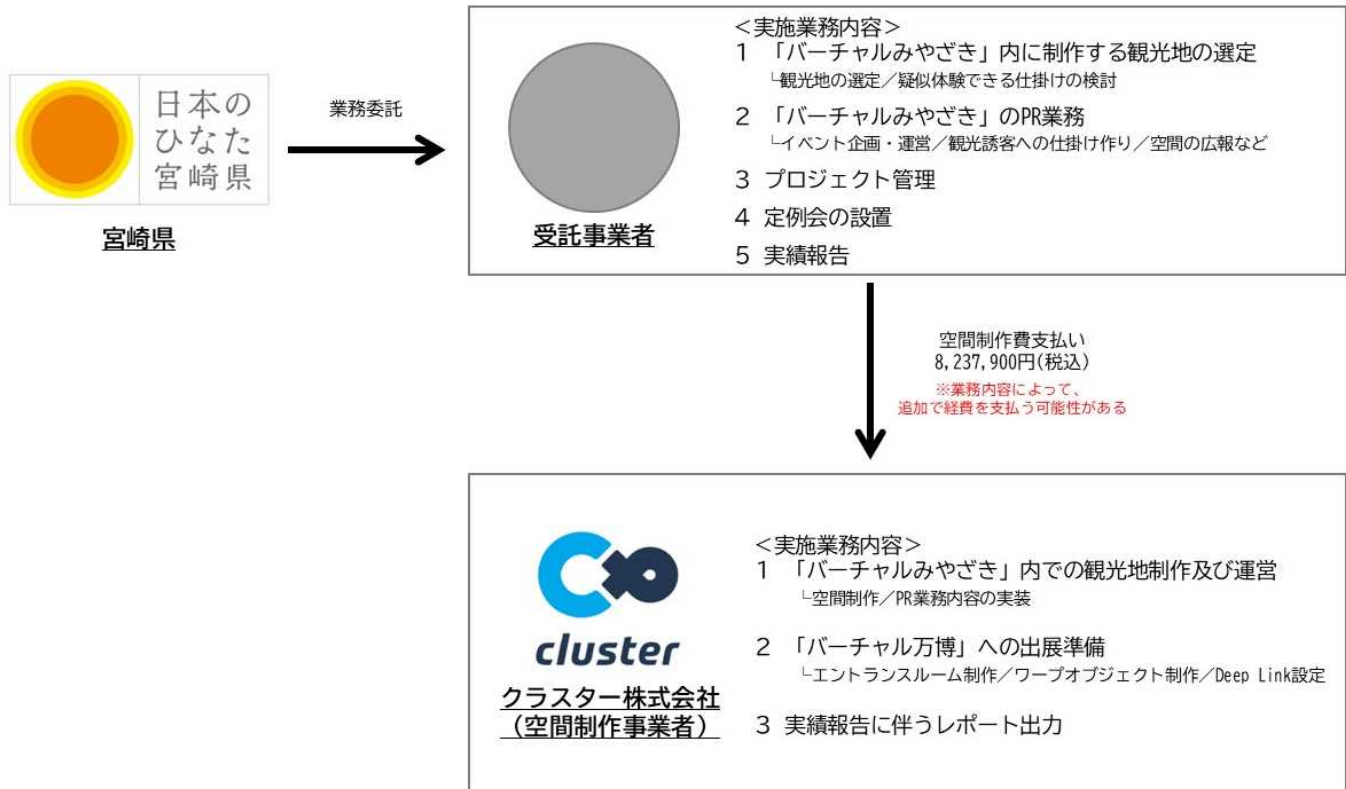
### (1) 前提条件

本業務は以下4つの業務に大別される。

- ①「バーチャルみやざき」内に制作する観光地の選定
- ②「バーチャルみやざき」内での観光地制作及び運営
- ③「バーチャル万博」への出展準備
- ④「バーチャルみやざき」のPR業務

①～④の業務の内②及び③の業務は、「バーチャルみやざき」の制作会社であるクラスター株式会社（以下、空間制作事業者という）でのみ業務実施が可能となるため、本業務の経費として委託費より空間制作事業者へ 8,237,900 円（税込）を支払うこと。なお、業務内容によっては、追加で経費を支払う可能性がある。

#### <業務実施イメージ>



## (2) 業務内容

### ① 「バーチャルみやざき」内に制作する観光地の選定

受託者は、「バーチャルみやざき」内にすでに制作している3つのバーチャル観光地（宮崎県庁・鶴戸神宮・高千穂峡）に加え、新たに制作する観光地を1つ以上選定すること。なお、制作する観光地の選定に当たっては、以下の点に留意すること。

ア 制作する観光地については、県西地域（都城市、小林市、えびの市、三股町、高原町）の観光地を入れることとし、より多くの利用者の来場が見込まれる観光地を選定し、具体的な再現の方法を県に説明した上で、県と協議を行い決定すること。

イ 制作する観光地では、その観光地の魅力を疑似体験できるような仕掛けを考えること。

### ② 「バーチャルみやざき」内での観光地制作及び運営

空間制作事業者は、バーチャル観光地の制作業務として、①アで選定した観光地の空間を「バーチャルみやざき」内に制作すること。なお、令和7年12月末を目途に公開することとし、具体的な公開日は県と協議の上で決定すること。

空間制作事業者は、「バーチャルみやざき」の運営業務として、④「バーチャルみやざき」のPR業務で決定した内容を「バーチャルみやざき」へ実装すること。また、(5)実績報告で必要な情報をレポートとして出力すること。

### ③ 「バーチャル万博」への出展準備

本県では「バーチャルみやざき」の空間を大阪・関西万博「バーチャル万博」に出展する予定としているため、そのために必要な以下の作業を実施すること。なお、実施に当たっては、博覧会協会が提示する実施要領や各種ガイドライン等のルールを遵守すること。

ア 「バーチャル万博」アプリケーション上の割り当てられた催事場にエントランスとなるルームを制作すること。

イ エントランスルーム内に「バーチャルみやざき」へ遷移するためのワープオブジェクトを制作・配置し、当該オブジェクトに「バーチャルみやざき」へ接続する URL を貼付し、遷移を実現すること。

ウ 「バーチャルみやざき」から「バーチャル万博」の催事場への Deep Link\*を設定すること。

※ Deep Link とは、特定の会場エリアやルームに直接遷移させることのできる特別な URL のことを指す。

エ その他、「バーチャル万博」への出展に際し、必要な業務を行うこと。

### ④ 「バーチャルみやざき」の PR 業務

ア 「バーチャルみやざき」上でのイベントの企画・運営

「バーチャルみやざき」の空間上で、本県の魅力を PR するイベントを 3 つ以上企画・提案し、実施すること。なお、イベントの内容や開催時期等については、企画提案内容を踏まえた上で、受託者決定後に県と受託者で協議し決定することとする。

イ 観光誘客につながる仕掛け作り

「バーチャルみやざき」の空間を体験した利用者が、来場している間もしくは来場した後において、本県を訪れる動機付けにつながる仕掛けや企画を行うこと。

ウ 制作した空間の PR

「cluster」利用者に対して制作した空間を PR し、本県の空間への誘導を行うこと。

また、多くの人に制作した空間を認知してもらうため、SNS 等を活用したプッシュ型の周知・広報を積極的に行うこと。

## (3) プロジェクト管理

受託者は各業務が円滑に遂行できるよう、空間制作事業者と連携を密にしなければならない。本業務全体の進捗管理、課題管理等のプロジェクト管理は受託者が実施することとするが、空間制作事業者との責任分界点は明確にし、受託者ならびに空間制作事業者それぞれにおける業務実施概要、役割、実施方針、作業工程、実施体制、スケジュールを業務実施計画書として取りまとめて提示すること。

## (4) コミュニケーション管理

受託者は、定期報告の会議体として、定例報告会等の定例会を設置することとし、必要な報告書類を会議開催までに準備すること。また、会議終了後に会議内容を書面で本県へ報告し、その了承を得るものとする。なお、規定した以外の会議が必要な場合は、適宜必要な会議を開催すること。

## (5) 実績報告

委託業務の履行途中において県から求められた場合及び委託業務完了後の実績報告において、以下の項目を盛り込んだ実績報告書を提示すること。

- ① 「バーチャルみやぎ」への1日ごとの来場者数並びに来場者の年代、性別及び平均滞在時間など KPI に関連するデータ
- ② 制作した空間において来場者が利用したエリアごとの情報
- ③ 制作した空間において来場者に人気のエリア及びその理由の考察
- ④ 実施したイベントへの来場者数や効果、記録写真、動画等のレポート

## (6) その他、本業務の実施に伴い必要となる業務

## 7 成果品について

| 成果品                 | 納入時期       |
|---------------------|------------|
| 業務実施計画書             | 契約締結後1ヵ月以内 |
| 業務実施報告書             | 令和8年3月まで   |
| 議事録                 | 会議後、速やかに   |
| その他業務を実施する上で作成した資料等 | 適宜         |

納品時は本県が指定する場所へ納入すること。

納品形態は、紙で1部、電子で1部納入すること。

電磁的記録媒体による納品は、Microsoft365 で読み込み可能なファイル形式で作成し、CD-R 又は DVD-R の媒体に格納し、成果品作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを行い、使用したウイルス対策ソフト、チェックを実施した日付を明示した上で納品すること。また、成果物の作成に当たって、特別なツールを使用する場合は、本県の承認を得ること。

## 8 その他

- ・ 本業務の成果品の著作権は、委託者に帰属すること。
- ・ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- ・ 受託者は、本業務を企画・運営するに当たり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・ 本業務を実施する中で、業務の追加や変更の必要が生じた場合は委託者、委託者が指定する事業者及び受託者が協議の上、仕様書等の内容を変更することができること。
- ・ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。